

奈良県告示第二百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和元年八月一日県営土地改良事業（県営農地環境整備事業山添地区大西工区）の換地処分をした。

令和元年十月四日

奈良県知事 荒井正吾